

第2期鳥取市の教育等の 振興に関する大綱



令和3年4月

鳥取市

はじめに

本市では、平成28年4月に、「“ふるさとを思い 志をもつ子”を育て、“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”」を基本理念とした「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」を策定し、本市の豊かな自然や歴史・文化、人や地域を大切にする「鳥取らしさ」を生かしながら、教育行政の推進を図ってまいりました。

近年の教育を取り巻く環境は、急激な人口減少と少子高齢化、ICTの急速な進展、新型コロナウイルス等の感染症への対策など、めまぐるしく変化している状況があり、教育の現場においても様々な課題を抱えています。

このような中で、教育施策はますますその重要性を増しており、ことに、未来の鳥取市を担う子どもたちが、ふるさと鳥取を愛し、夢や希望に向かってはばたいていくために、学校・家庭・地域・関係機関が連携しながら、社会全体で子どもたちを育み支えていく仕組づくりを進めることが、行政が担う重要な役割であると受けとめています。

さらに、すべての市民が、生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、自由に学ぶことのできる多様な学習機会やスポーツや文化活動に親しむ機会を充実させ、市民がこれらの機会を通じて地域や社会に貢献できる仕組をつくることも重要であると考えています。

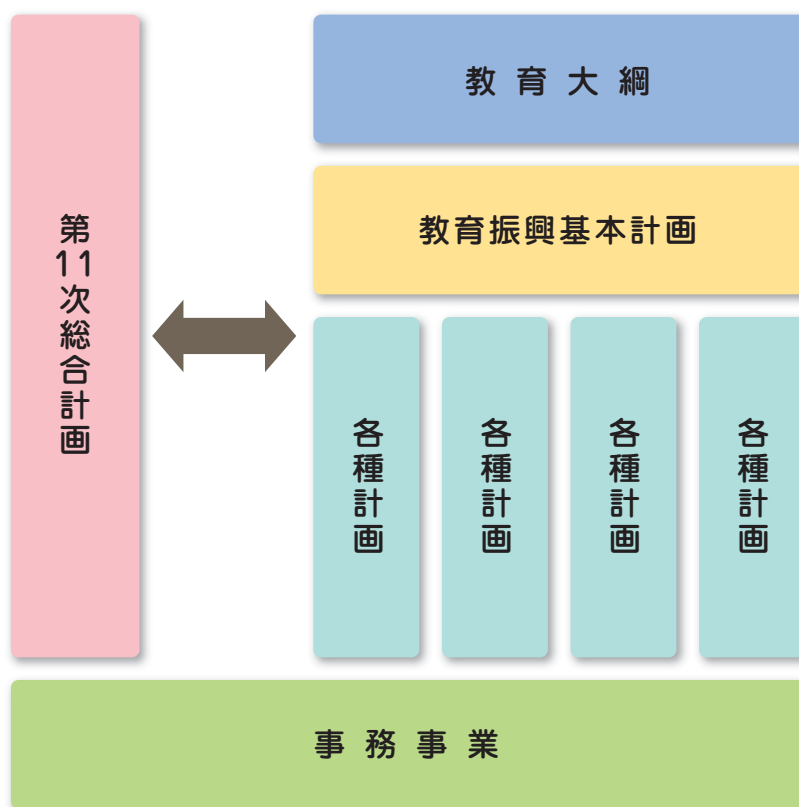
このような思いから、このたび、今後5年間の教育施策の基本方針を示す、第2期となる「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」を策定しました。この大綱のもと、教育を通じて、市民誰もが生き生きと活躍し輝くことができる、そのような新しい次代を市民の皆様とともに^{ひら}くいていきたいと思ひます。

鳥取市長 深澤義彦

1 策定の趣旨

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じた教育の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

本市では、第11次鳥取市総合計画や関連する個別計画との整合性を図りながら、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策について、目ざすべき将来像を示すとともに、総合的かつ体系的に推進するための基本的な方針となる「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」を策定するものです。



2 計画期間

計画期間は、第11次鳥取市総合計画の期間と整合を図るため、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

“ふるさとを思い 志をもつ人づくり”を進め、 “夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！

市民一人ひとりが、社会の変化や課題に対応しながら夢や希望に向かって力強く歩いていけるよう、ふるさとへの思いや志をもち、たくましく活躍できる人づくりを進めます。さらに、第1次鳥取市総合計画が示す将来像「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」をめざし、教育を通じて、市民誰もが自己実現できる社会にしたいと考えています。

このような社会を構築するためには、本市のほかにはない優位性や特性である「鳥取らしさ」をいかしつつ、新たな次代を「ひらく」ことが大切です。

この理念に基づき、教育の充実を図り質を高める「**知を開く**」、郷土を愛し豊かな心を育む「**徳を啓く**」、未来を創造する健やかな体を育む「**体を拓く**」、という3つの「ひらく」を推進し、誰一人取り残すことのない教育の実現をめざします。

I. 教育の充実を図りその質を高めます！【**知を開く**】

- (1) 社会を生きぬく力を育む教育の推進
- (2) すべての子どもの学びの保障の充実
- (3) 充実した教育環境の推進

II. 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます！【**徳を啓く**】

- (1) 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実
- (2) 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進
- (3) 歴史と文化が息づくふるさとの創生
- (4) 親しみのある読書環境づくりの推進

III. 未来を創造する健やかな体を育みます！【**体を拓く**】

- (1) 子どもの健全な食生活と学校保健の推進
- (2) すべての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興

¹ 3つの「ひらく」:3つの「ひらく」には、①「開く」…閉じていたものがあく ②「啓く」…教え導く ③「拓く」…切りひらく、チャレンジするという意味があり、本市の教育理念は、知・徳・体の中で、相乗的に3つのひらくを推進するもの。

4 評価及び進捗管理

基本方針に基づく施策の進行状況や効果を検証し、施策の着実な推進を図るとともに、教育に対する市民の声を適切に施策に反映させます。

5 基本方針と推進施策

I. 教育の充実を図りその質を高めます！

1 社会を生きぬく力を育む教育の推進

- 小中一貫教育を推進し、学校・家庭・地域が連携、協働しながら、児童生徒の将来に対する夢・希望や志をひらき、次代を担う人材を育成します。
- グローバル化や情報化等に対応した授業改善を進め、児童生徒一人ひとりの主体的・対話的で深い学びの実現をめざします。
- 人との豊かなかかわりにより児童生徒の自己有用感²を高めるとともに自治力のある集団づくりを推進します。

2 すべての子どもの学びの保障の充実

- すべての児童生徒が自らの能力や可能性を最大限に伸ばすため、教育の機会を確保し、一人ひとりの実情やニーズに応じた教育の充実を図ります。
- 不登校やその傾向にある児童生徒の教育を保障し、適切な支援を行います。
- 配慮や支援を必要とする児童生徒の教育を保障し、福祉等と連携しながら社会的自立につながる適切な支援を行います。



3 充実した教育環境の推進

- 子どもが生き生きと学び活動できる環境を整えるため、老朽化した施設の改修や、トイレの洋式化などの学校施設の充実を図ります。

² 自己有用感：人の役に立った、人から感謝された、人から認められたといった、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる自己に対する肯定的な評価。

- 学校と地域が一体となり、地域の実情に応じた活力ある学校づくりをめざすため、学校のあり方を検討する組織づくりを支援します。
- ICTの活用や学校サポート体制の構築を図り、学校業務の効率化や共同化など学校業務の改善によって教職員の多忙化を解消します。
- 教職員の健康保持と教育活動の充実を図るため、労働安全衛生管理体制の整備を図ります。
- 事故や災害、感染症等に対して、児童生徒が正しい知識をもち自らの命を守ることができるよう、実践的な学習を通して危機管理意識を高める教育を推進します。
- 交通安全・防犯・災害時対応等の視点から、関係機関との連携のもと、通学路の安全確保を推進します。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室を設置し、放課後の児童の安全・安心な場所を確保するとともに、家庭や地域等と連携し児童の健全な育成を図ります。

II. 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます！

1 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実

- 市民が自発的に、自由に学ぶことのできる多様な学習機会や情報の提供の充実を図ることで、生涯学習社会の実現をめざします。
- 市民が学んだ成果を、地域でいかしながら自己実現を図り、生きがいに満ちた暮らしの実現を支援します。
- さまざまな学びや体験を通して、自分を取り巻く人々への感謝や敬愛・命の大切さや善悪の判断など豊かな心を育むとともに、人を大切にする人権教育の充実を図ります。

2 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進

- 地区公民館等の社会教育施設の活用により地域の教育力を高め、学びの成果をいかした住民主体の地域づくりの推進を後押しします。
- 未来を創り出す子どもたちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総がかりでの教育の実現を図ります。
- 本市のもつ豊かな自然、産業、歴史、芸術、文化財等の地域資源を学びの中で活用し、ふるさとの良さに気づき、ふるさとを愛する心を育みます。

3 歴史と文化が息づくふるさとの創生

- 文化芸術の振興や文化財への愛護精神の醸成を図り、文化財の保存と活用を進め、次世代への継承に努めます。
- 伝統文化や歴史遺産に刻まれた先人たちの足跡に触れることで、地域への理解と絆を深め、郷土を愛する豊かな人間性を持った人材を育成します。
- 情報発信を促進し、観光客など多くの人々が来訪する、歴史と文化の薫りに満ちた活力あるまちづくりを推進します。

4 親しみのある読書環境づくりの推進

- 年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が読書を通して、豊かな心や夢を育み、人づくりや地域づくりを推進します。
- 図書館を通してさまざまな出会いの場をつくり、市民が集い、にぎわい、つながりあう交流を促進し、さらなる地域文化の創造を支援します。
- 学校・家庭・地域と図書館との連携を図りながら、子どもたちの読書活動を推進し、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

Ⅲ. 未来を創造する健やかな体を育みます！

1 子どもの健全な食生活と学校保健の推進

- 児童生徒の心身の成長や健康の保持増進を図るため、学校給食の栄養バランスを工夫するとともに、地場産物の活用や望ましい食習慣を養う取組など食育の推進を図ります。
- 学校給食センターの再整備、設備の充実に取り組むとともに、食物アレルギー対応等の対策を強化し、安全で安心な学校給食を提供します。
- 児童生徒の心身の健全な発達を図るため、教科や特別活動など、教育活動全体を通して学ぶ保健教育と、環境衛生の維持、健康診断の実施など、学校における保健管理を推進し、生きる力を育みます。



2 すべての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興

- 乳幼児から高齢者まで運動やスポーツに親しむ機会の充実に取り組み、体力向上と健康寿命の延伸を図りながら、生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育みます。
- 年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がいつでもスポーツに親しめる多様なスポーツ活動を推進し、市民がいつでも誰もがスポーツに取り組むため各地域や各種団体等のスポーツ推進人材の育成を進めます。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの経験を糧にスポーツの大規模競技会や事前キャンプを積極的に誘致して、市内外の交流人口を増加させ、スポーツを通じた活力あるまちづくりを進めます。
- 新たに整備する市民体育館やバードスタジアムを核とした、すべての市民がスポーツに参画できる安全で多様なスポーツ環境の確保を図ります。



第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱

令和3年4月発行

編集 鳥取市教育委員会
発行 鳥取市教育委員会教育総務課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地
TEL (0857)30-8403

印刷 (有)福井印刷